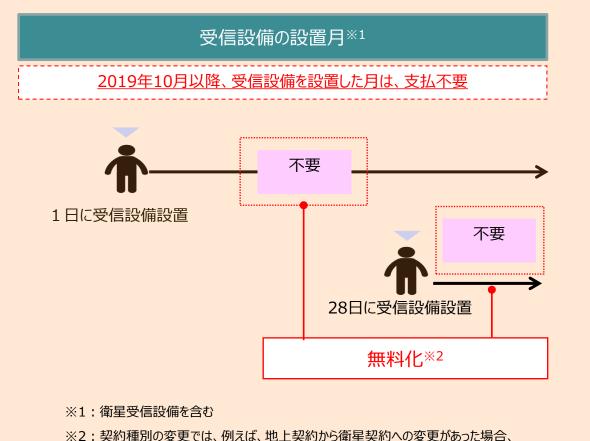
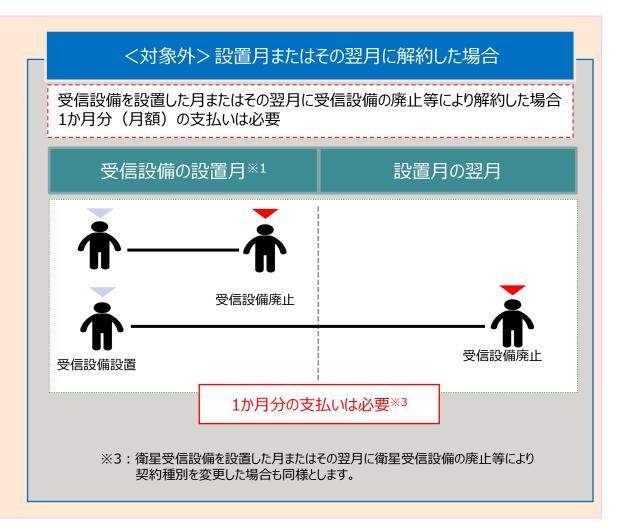
「設置月の無料化」について

新たに受信設備を設置された方の受信料の負担軽減を図るため、2019年10月以降に受信設備を設置された場合は、 設置された月の受信料のお支払いを無料とします。

※2019年9月以前に受信設備を設置された場合は、この限りではありません。



※2:契約種別の変更では、例えば、地上契約から衛星契約への変更があった場合、 当該月の受信料は、地上契約の料額とし、衛星契約と地上契約の料額の差額を無料とします。



氢ください (https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/compliant_1.html)